国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付 に関する法律案要綱

1 趣旨

この法律は、国会議員としての在職期間に係る国民年金の保険料を納付していなかった国会議員があることが、国会及び年金制度に対する国民の著しい不信を招いたことにかんがみ、国会議員が自らを律するため国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付を行うこと等について定める。(第1条関係)

2 定義

「国会議員未納付国民年金保険料」とは、国民年金法の規定により納付すべきであった昭和61年4月1日以降の国会議員としての在職期間に係る国民年金の保険料で納付されなかったもの(その徴収権が時効により消滅したものに限る。)をいう。 (第2条関係)

3 公表

社会保険庁長官は、この法律の施行後速やかに、国会議員未納付国民年金保険料がある国会議員の氏名及び未納付期間(国会議員未納付国民年金保険料に係る国民年金の被保険者期間をいう。以下同じ。)を公表しなければならない。 (第3条関係)

4 特例保険料の納付

国会議員未納付国民年金保険料がある国会議員は、平成 16 年 6 月 30 日までに、国民年金法第 87 条第 4 項に規定する保険料の額に未納付期間の月数を乗じて得た額を特例保険料として納付しなければならない。 (第 4 条関係)

5 保険料納付済期間への不算入

納付された特例保険料の算定の基礎となった未納付期間の月数は、国民年金の保険料納付済期間に算入しない。 (第5条関係)

6 社会保険料控除の規定の不適用

納付された特例保険料については、所得税法第 74 条〔社会保険料控除〕の 規定は、適用しない。 (第6条関係)

7 国会議員であった者による特例保険料の納付

国会議員未納付国民年金保険料がある国会議員であった者は、平成16年6

月30日までに、国民年金法第87条第4項に規定する保険料の額に未納付期間の月数を乗じて得た額を特例保険料として納付することができる。

(第7条関係)

8 国民年金特別会計法の適用の特例 特例保険料は、国民年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

(第8条関係)

- 9 特例保険料に関する事務 特例保険料に関する事務は、社会保険庁が行う。 (第9条関係)
- 10 施行期日 この法律は、公布の日から施行する。 (附則関係)